

改正省令に係るお知らせ N04

令和6年7月17日

会員事業所の長様

(一社)鹿児島県LPガス協会 事務局

改正省令について

今回から、質問が多い事例について国の回答及び考え方を説明します。

- 1・「三部料金制」は令和7年4月2日から施行ですが、新規契約者のみが対象ですか？ (回答) ×

三部料金制は来年4月2日施行ですが、既存契約、新規契約に関わりなく、また戸建て、賃貸住宅にも関係なくすべての契約者に義務化されます。従って「システム変更」等の対応が必要になります。

- 2・給湯器をマンションオーナーに無償貸与し、LPガス料金で請求していなくてもだめですか？ (回答) ×

無償貸与といえ、消費者からガス料金で回収していると考えられる。商取引上「ただ」は無い。それでもLPガス料金に費用が含まれていないという場合は、客観的な根拠による説明を求める。

- 3・電気工アコン等ガス消費と関係のない設備貸与は禁止だが、給湯器等ガス器具の無償貸与は構わない？ (回答) ×

ガス器具であれ、ガス消費と関係のない設備であれ、過大な営業行為の制限に係る規律の対象になる。

- 4・無償貸与契約物件の引継（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）はどうなりますか？

名義変更や引継時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象になる。

例えば「残存簿価での買取による引継」もLPガス消費者の契約確保を目的として過大になされるか否かで判断される。

三部料金制は当然ながら適用される。

N05に続く